



特定建設作業実施届出書の手引き

令和4年4月1日

船橋市内において、建設工事に伴って著しい騒音・振動を発生させる作業（特定建設作業）を行う場合は、作業の種類や施工する地域に応じ騒音規制法、振動規制法及び船橋市環境保全条例に基づく事前の届出が必要です。

届出は、市役所環境保全課での窓口届出と、船橋市オンライン申請・届出システムを利用したオンライン届出の2通りが可能です。

	窓 口 届 出	オンライン届出
届 出 方 法	以下の書類を 正副2部 作成し、環境保全課窓口へ提出します（受付後副本はお返しします）。届出書は市ホームページにてダウンロードできます。	① 船橋市オンライン申請・届出システムの利用者登録をします。 ② ①のシステムにログインし、検索キーワードで「特定建設作業」を検索します。 ③ 画面の指示に従って、特定建設作業について入力を行い、オンライン届出します（窓口届出の場合と同様の添付書類をシステム上で添付し届出します。）。
	届出書 特定建設作業実施届出書 「騒音規制法」、「振動規制法」、「船橋市環境保全条例」の3つの様式のうち必要なもの。 添付書類 ★案内図（現場周辺が確認できる縮尺のもの） ・現場をマーキング ★工事の全体工程表 ・特定建設作業に該当する期間をマーキング ★念書 ★現場拡大図 ★工事内容説明済み書（付近30mを目安） ・案内図に説明範囲をマーキングしても可 ★工事のお知らせ文書（チラシなど） ・口頭説明の場合には省略可 ★道路使用許可書の写し （夜間・日曜・祝日に作業を行う場合のみ添付） ・かがみと条件記載部分を添付	
届 出 期 限	作業開始の7日前まで（中7日、8日前の夕方5時まで）の届出（提出は開庁日に限る。）。	作業開始の7日前まで（中7日、8日前の24時まで）の届出。

注1：一部、オンライン届出ができない作業があります。下表※を参照してください。
 注2：届出済みの特定建設作業の期間延長は窓口でのお届出となります。

※下表に示す作業はオンライン届出できません。環境保全課窓口で届け出してください。

	作業時間	1日の作業時間	作業日
第一号区域	夜7時から朝7時の間に行う作業	10時間を超える作業	日曜・祝日 に行う作業
第二号区域	夜10時から朝6時の間に行う作業	14時間を超える作業	

船橋市役所 環境部 環境保全課

TEL : 047-436-2452

FAX : 047-436-2446

1 規制対象作業

騒音規制法、振動規制法及び船橋市環境保全条例に定める規制対象地域内で特定建設作業を行う場合に届出が必要となります。

特定建設作業の種類	法令(カッコ内の数字は項番号)			備考
	騒音 規制法	振動 規制法	環境保全条例 騒音 振動	
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	○(1)	○(1)	○(1)	打撃式、振動式(バイブプロハンマー)のもの。ただし、もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く。
びよう打機を使用する作業	○(2)	—	—	高張力ボルト締めのもの。
インパクトレンチを使用する作業	—	—	—	油圧・空圧ブレイカー、電動ピック等。※2ブレイカーは除く。
さく岩機を使用する作業 ※1	○(3)	—	○(3)※2	電動機以外で、原動機の定格出力が15kW以上のもの。さく岩機の動力として使用する場合は除く。
空気圧縮機を使用する作業	○(4)	—	○(4)	混練機容量0.45 m ³ 以上のもの(モルタル製造作業は除く)。
コンクリートプラントを設けて行う作業	○(5)	—	○(5)	混練重量200kg以上のもの。
アスファルトプラントを設けて行う作業	—	—	—	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	○(2)	○(6)	
舗装版破砕機を使用する作業 ※1	—	○(3)	○(7)	ドロップハンマー車を使用するもの。
ブレイカーを使用する作業 ※1	—	○(4)	○(8)	手持ち式は除く。
バックホウを使用する作業	○(6)	—	—	原動機の定格出力が80kW以上のもの((超)低騒音型を除く)。
トラクターショベルを使用する作業	○(7)	—	—	原動機の定格出力が70kW以上のもの((超)低騒音型を除く)。
ブルドーザーを使用する作業	○(8)	—	—	原動機の定格出力が40kW以上のもの((超)低騒音型を除く)。
ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業	—	—	○(9)	騒音規制法に基づく届出がされたものを除く。定格出力及び(超)低騒音型に関わらず、全機種が対象。
振動ローラーを使用する作業	—	—	○(10)	

※1 1日の当該作業の2地点間の距離が50mを超えないものに限る。

- ・騒音規制法又は振動規制法の届出をする場合、同一の作業に対する環境保全条例の届出は不要です。
- ・作業がその作業を開始した日に終わるものは規制対象外です。

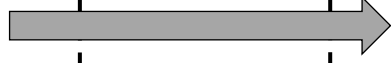
機械・工法

作業場所

必要な届出

ハン打機、ハン抜き機又はハン打ハン抜き機を使用する作業

もんげん・アースドリル・セメントミルク工法
リバースサーキュレーションドリル・
オールケーシング掘削機・圧入式くい打くい抜機
中掘拡大先端根固め工法 etc.

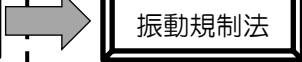


届出不要

アースオーガー併用による打撃



指定地域内



振動規制法



指定地域外

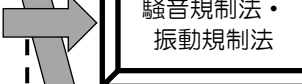


騒音規制法・
振動規制法

直接打撃・振動による工法
ドロップハンマー(もんげんで重錘の引き上げに
機械力を用いるものを含む)・スチームハンマー・
エアハンマー・油圧ハンマー・ディーゼルハンマー・
振動パイルドライバー・パイルエクストラクター・
パイプロハンマー etc.



指定地域内



騒音規制法・
振動規制法

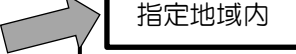


指定地域外



環境保全条例

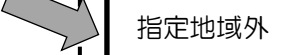
びょう打機を使用する作業



指定地域内



騒音規制法



指定地域外



環境保全条例

インパクトレンチを使用する作業

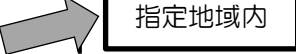


市内全域

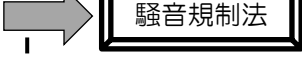


環境保全条例

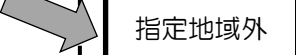
さく岩機を使用する作業
ハンドブレイカー・ジャイアントブレイカー・
電動ピック・ハンマードリル(打撃)
※指定地域内でジャイアントブレイカーを
使用する場合は8も必要



指定地域内



騒音規制法

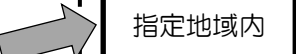


指定地域外

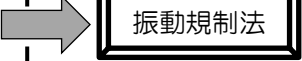


環境保全条例

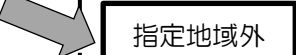
ブレイカーを使用する作業
ジャイアントブレイカー



指定地域内



振動規制法

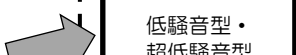


指定地域外



環境保全条例

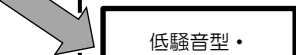
ブルドーザー、パワーショベル、
バックホウを使用する作業



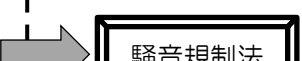
低騒音型・
超低騒音型



環境保全条例



低騒音型・
超低騒音型以外



騒音規制法

振動ローラーを使用する作業



市内全域



環境保全条例

2 規制対象区域

(1) 騒音（騒音規制法及び船橋市環境保全条例）（平成15年船橋市告示67号）

一号区域	○第一種区域、第二種区域及び第三種区域 ○第四種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養老老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地から80m以内の区域
二号区域	一号区域以外の市内全域
指定した区域（平成15年船橋市告示第66号）	
区域	都市計画法における用途地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域
第二種区域	第一・二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、市街化調整区域のうち指定した地域
第三種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第一特別地域を除く）、第二特別地域
第四種区域	工業地域（第一・二特別地域を除く）、工業専用地域（第二特別地域を除く）
備考	
1 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域に接する境界から50m以内の地域をいう。	
2 第二特別地域とは、工業地域（第一特別地域を除く）及び工業専用地域のうち、第一・二種住居地域又は準住居地域、車方町・鈴身町及び豊富町の市街化調整区域、習志野市東習志野6丁目の第一種住居地域に接する境界から50m以内の地域をいう。	

(2) 振動（振動規制法及び船橋市環境保全条例）（平成15年船橋市告示第71号）

一号区域	○第一種区域 ○第二種区域（ただし、工業地域については、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養老老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地から80m以内の区域に限る。）
二号区域	一号区域以外の市内全域
指定した区域（平成15年船橋市告示第70号）	
区域	都市計画法における用途地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域のうち指定した地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

3 規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

種類		騒音	振動	適用除外
敷地の境界線での騒音 又は振動の大きさ		85デシベル 以下	75デシベル 以下	
作業時間	一号区域	7時から19時まで		(1)・(2)・(3)・(4)
	二号区域	6時から22時まで		
1日当たり の作業時間	一号区域	10時間以内		(1)・(2)
	二号区域	14時間以内		
作業期間		連続6日以内		(1)・(2)
作業日		日曜日・祝日でないこと		(1)・(2)・(3)・(4)・(5)

備考

適用除外の欄に掲げる(1)～(5)は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため行う必要がある場合
- (4) 道路法による道路の占有の許可に行うべき旨の条件が付された場合及び協議において行うべきこととされた場合並びに道路交通法による道路の使用の許可に行うべき旨の条件が付された場合及び協議において行うべきこととされた場合
- (5) 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、作業場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないために行う必要がある場合

4 届出書の記載について

1. 届出者とは発注者から直接工事を請け負った元請け人の代表者又は支店長等のことです。
2. 複数の重機を使用する場合や下請け人が複数いる場合には、届出書の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載してください。
3. 実施期間については、実際に重機を使用する期間を記載してください。
4. 防止の方法については、騒音・振動に係る対策事項を記載してください。
(低騒音型重機、防音シート、空ふかしをしない など)
5. 施工期間が延長される場合には、元の届出における実施期間内に『特定建設作業の実施期間の変更について』を提出することができます(環境保全課窓口でのお届出となります。)